

第 3 回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録			
召集年月日	平成15年11月 2日(日曜日) 午後6時~		
召集の場所	築館合同庁舎 2階 第5会議室		
出席者	氏名	職名	
	1番	石川正運	議会議員(築館町)
	2番	高橋義雄	"(若柳町)
	3番	千葉伍郎	"(栗駒町)
	4番	佐藤幸生	"(高清水町)
	5番	佐藤重美	"(一迫町)
	6番	佐々木幸男	"(瀬峰町)
	7番	菅原登	"(鶯沢町)
	8番	高橋光治	"(金成町)
	9番	遠藤實	"(志波姫町)
	10番	茂泉文男	"(花山村)
	11番	長谷川厚子	学識経験委員(築館町)
	12番	三浦徹也	"(若柳町)
	13番	佐藤多恵子	"(栗駒町)
	14番	海老田慶子	"(高清水町)
	15番	白鳥文雄	"(一迫町)
	16番	津藤國男	"(瀬峰町)
	17番	須藤茂	"(鶯沢町)
	18番	後藤和廣	"(金成町)
	19番	白鳥一彦	"(志波姫町)
20番	中條彦登	"(花山村)	
欠席者			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 案 件
 - 1) 議会議員の定数及び任期等の検討
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第3回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 開 会 午後6時00分

阿部事務局次長 今日、第3回の栗原地域合併協議会の議会議員の定数及び任期等検討小委員会ということで開催させていただいております。

本日は、全委員さん、出席いただいております。

2 挨拶

阿部事務局次長 それでは、開会に当たりまして、高橋委員長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。

高橋義雄委員長 どうもこんばんは。

お疲れのところ、しかも日曜日の午後6時という時間帯に会議を開催するというので前回の小委員会で決めて決定をさせていただきまして、本日その運びとなった訳ではありますが、大変お疲れさんでございます。夜分にもかかわりませず全員の委員さんにお集まりいただきまして、ご協議をいただきますこと、誠に委員長としてありがたく感謝を申し上げる次第であります。

2回小委員会を持った訳でありますけれども、前は、各委員さん方からそれぞれのご意見を開陳をいただきました。

今日は、まだその意見を留保されている、保留されている方もおりますので、それらのご意見を伺った後に、またいろいろと皆さん方とお話し合いを進めてまいりたいと、この様に思う次第でございます。

どうぞ、夜分でもありますし、キーとなるご意見をいただきながら、会議がひとつスムーズに進行いたします様皆さん方の特段のご協力をお願いを申し上げまして、開会に当たりましての一言のご挨拶といたします。大変ご苦労さまでございます。

阿部事務局次長 ありがとうございます。

3 案 件

阿部事務局次長 それでは、早速協議の方、委員長さんの進行でよろしく申し上げます。

1) 議会議員の定数及び任期等の検討

高橋義雄委員長 それでは、早速案件に入ります。

ただ今申し上げました様に、前回各委員から意見の開陳をいただいたところでもありますけれども、ご意見を保留されている委員さんがおられますので、まず最初に、その保留されている方々からご意見を伺ってまいりたいと、この様に思います。

それでは、よろしく申し上げます。じゃ、遠藤さん。

遠藤 實委員 前回の委員会で、私の考え方はありましたけれども、志波姫町の調査特別委員会を設置している関係上、私委員長をしておりましたので、31日の特別委員会を開催した後において、集約

した意見を私の意見として出したいという誠に勝手なことを申し上げまして、誠に申し訳ありませんでした。

それで、実は、31日に志波姫町の合併調査特別委員会を開催しました。その結果、いろいろ意見はありましたが、本則論もありましたし、選挙区を設けて地域性を、やはり住民の安心感を与える様な方法をとって欲しいという色々な意見はありましたが、最終的に集約できたのが定数特例ということで、やはり住民の方々は、10ヶ町村というエリアの広い合併でありますので、少なくとも合併後4年間については、自分たちの町がどういう、本当のランドデザインの方向に行っているのか、あるいはそうでないのか、それをある程度、合併を進めた以上はそれを見極める責任があるのではないかとということで、全体として、栗原郡内の10ヶ町村の中には、有権者の多い町、さらにまた、小さい町と、両極端な町で構成する合併ということであって、やはりその辺も考え合わせれば、定数の特例で何人にするのは別として、考え方として、そういう定数特例でもってやって欲しいという様な、何て言いますか、集約された意見でございました。

以上でございます。

高橋義雄委員長 次に、前回欠席されました一迫の佐藤重美さん。佐藤委員さん、どうぞ、ご意見の、前回ですね、各委員さん方から、本則、それから、定数特例、在任特例と三つについて、主にそういった様なご意見を開陳いただいたところでございますので、前回出席なさらなかったということで、ご意見を伺いたいと思います。

佐藤重美委員 一迫の佐藤でございます。

前回の小委員会の際には、国会陳情等もございまして、欠席をさせていただきました。その前の回も事情によりまして出席しかねましたので、小委員会につきましての出席は今回が初めてでございます。ひとつ皆様方、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただ今高橋委員長さんからお話ございました様に、一迫町としての町と言いますか、そうした最終的な集約したご意見はまだ持っていない訳でございましてですね、特別委員会の中で、他町村等のいろんなそうしたご意見があるかと思えますけれども、全体的な一つの流れと言いますか、そうしたことについて意見が多かったと言いますのはですね、定数特例ですね、こうした方に持っていった方がよいのではないかと、こういう意見が大分ございました。

それからですね、いわゆる在任特例ですね、こうした意見もございましてですね、明後日、4日の日に特別委員会を持つことになっておりますので、その中でより統一した見解が出せるのではないかなと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上です。

高橋義雄委員長 それではですね、千葉委員の方からですね、本題に関するその討議資料私案というものを皆さん方に配付して欲しいということがありましたので、これを配付いたしますので、後は千葉委員の方からご意見を伺えばと、こう思います。

千葉委員、配付しましたので。

千葉伍郎委員 それではですね、今日3回目ということで、5回ぐらいということですから、もうそろそろですね、着地点をお互いに見出していかなくちゃならないんじゃないのかなと。今まで関係者全員からの話を聞きまして、住民代表のまず100%の方々、花山さんを除きまして、「原則30でいき

たい」と、こういう意見が住民代表の方々の圧倒的な意見と私は受けとめました。議員の代表は、それなりに議会、特別委員会等々を開催されておって、個人というよりも、議会の総意をこの会議の中に反映させようとそれぞれ努力をされているところでもあります。

流れを見ましても、三つの方法しかない訳で、いわゆるこの原則、特例法を適用しない原則でいくのか、あるいはこの中にも色々あるとは思いますが、それから、今言われております様に、定数特例、こういう問題があります。それから、在任特例も一部主張されている方もおられる。こういうことでありますので、まず、この三つがまず第一に整理をされなくちゃならないのではないだろうか。これが、定数にしる、在任特例にしるですね、他の法定協議会の登米郡だのそういうものの流れからいきますと、なかなかこのところの調整がしない限りは、前に進んでいかないと、こういうのが実態な様でありますので、この整理がまず一つ必要ではないのだろうか。

それから、定数特例を主張する方々もおりますが、1票の重さ、1票の格差というものを最大限無くすことにしますと、ここにもちょっと書きましたが、花山を1にした場合の9ヶ町村の、先般資料提出をいたしました、50なければだめなんですね。そうしますと、この問題が、住民代表の皆さん方とすり合わせが可能なかどうかということが最大のポイントになるのではないかというふうに思っております、住民代表の方々も言っている原則、特例法を適用しないという場合には、一体どういう方法があるのだろうかということ。特に、この小規模町村の議席と言いますか、それに配慮をすべきだという話などもあって、例えば、金成の高橋光治委員からは定数の基本配分の話なども出ましたので、いろいろ数字を掘り起こしてみたら、30の範囲で議論をいたしますと、10ヶ町村に、資料の下の方に書いてありますが、最低1名保証をし、残りの20を有権者按分でまいますと、築館の3.70を筆頭にいたしまして、こうした数字が出てまいりました。定数30の原則を守るということになりますと、あるいはその小規模町村の意見を最大限尊重するという場合でも、こういう問題が、数字が出てまいりました。

しかし、これは、ここにもちょっと書きましたが、1票の格差が生じております。これは、法律で認められて云々と言われても、恐らく有権者から、一部有権者から異議の申し立てが出る可能性も十分想定をしなければならないという難題が、現実の問題としてあると。そういうことも考えないで、なして定数特例ということになりますと、先ほど言った様に、50しかない、という選択肢ですね。

ですから、あるいはもっと突き詰めていきますと、小規模町村の方々がよりできるだけ当選しやすい、あるいは議席を得る条件ということになりますと、ブロック制の定数を定め、小規模町村といえども定数以上の議員の選出がある意味では可能性が追求できるのではないだろうか。これは、現実の問題として、本町の場合も、地域代表ではありませんが、選挙区は一つですけれども、地名を出して大変申し訳ないんですが、文字地区の場合は、議員の今の当選比率からいきますと1名が目いっぱいなのに、現実の問題としては3名採れていると、こういうことなどもありますから、全選挙区で花山さんの話をすると余り酷ですから、ブロック制をとった場合の話をしながら、このブロック制はいずれ将来、いずれ別な機会の中で地域審議会の話が当然出てきますから、これら等展望しますと、ある意味ではそういう一つの考え方もできるのではないかと、こういうことなどを、今考えられる状況について、私なりに提起をしておいたところです。

まずもって、今日は、この1、2、3の原則適用か、定数適用か、在任特例かと、この問題に議論を

してみても、そして、そこからまたさらに掘り下げて中に入っていくという様な整理の仕方をしないと、延々と、やっぱり角度も違った形で問題提起をして延々と続くということになりはしないかということをお心配をいたしますので、これは委員長さんをお願いをするんですが、ぜひ、そういう整理の仕方がよりベターではないのかなというふうに思いますので、十分にご配慮をいただきたいと。

以上です。

高橋義雄委員長　この整理の仕方についていろいろとご意見がありましたが、私といたしましても、この三つの選択肢、まず、大もとは原則、それから、定数特例、それから、在任特例、三つしかない訳でありますから、それらについてのさまざまなご意見をご開陳をいただいた訳で、大方の委員さん方のご意見というものは伺いました。それをどの様に集約していくかということが、これからの会議であります。ですから、今千葉委員が話されたのはもっともでありますから、その様に進めてまいりたいと、この様に思いますので、どうぞどんどんとご意見を出して、まとめる方向で、絞り込むと言いますか、その方向に進めてまいりたいと思いますので、ご協力を賜りたいと。どうぞどんどんとご発言をお願いしたいと、この様に思います。はい、三浦委員さん。

三浦徹也委員　先ほども議会特別委員会のお話があった訳ですが、その中でも出てきたのは、いわゆるこの合併の問題を、現在の議員の方々が残ってですね、合併の手續その他、どの様に新しい市になったら自分たちの町や村が次の時代をどの様に取り上げていったらいいか。つまり行き先を見定めるといってお話をいただいた訳なんですけど、その「見定める」という意味がね、ちょっと私分らないんですけども、もう少し詳しくそのところ、お話しいただけないものでしょうかね。

高橋義雄委員長　はい、遠藤さん。

遠藤　實委員　いや、私も評議委員が主なので、栗原郡の10ヶ町村が合併するというのは全国的にもないですね。数町の合併はありますよと。数町の合併については、特例、任期特例でも議員数がその数が多くないからそれはいいでしょうと。で、そのそれなりに今から出てきます栗原郡の将来像、将来像が出てくる訳ですね。それに、仮にA町、B町それぞれの合併する前からの基本計画なり実施計画がある訳ですね。それを、合併後にどういうふうなグランドデザインとして描かれるとか、まだはつきりしていないと、今から出るでしょうから。それらをやはり住民は、議会はある程度合併については認識していますが、町民はまだ、合併なればどうなるのかと。例えば、小さい問題では、敬老会なんかどうなるのと。志波姫では、75歳まで1年後に引き上げますよと。75歳まで。若柳町はもう既に77歳からやっていますよと。細かい話なんだけれど、婦人会の方々は、そういう今までのやり方がどうなるのと。合併したことによって、栗原が一本の敬老会になって、もう我々の町以外の敬老会になるのではないかと。そんなこんなお茶のみ話の話になると。したがって、合併して、「なるほどな」と。合併しない前に比較して、合併なれば、「ああ、これがよくなったな」ということが目に見えれば、それはやっぱりメリットとして受け入れると。ところが、議員の定数が本則でいって30名で、当然志波姫町からも何人か出る可能性はある訳。ところが、選挙ですからどうにもなりませんけれども、乱立の結果ゼロになると、やはり住民の代表として今の議会の、議会ならず住民の代表として議会がある訳ですね。したがって、その議員が誰もいなくなると、将来に不安を感じると。したがって、やはり志波姫町からも最低1人、あるいは花山地区からも、選挙の結果でどうなるか分かりませんが、1人、ぜひ住民の代表として送ってやりたいと。また、あと、今の議員は、やるやらないは別として、やはり議会で合

併を進めている以上は、少なくとも1期は責任を持って、「志波姫町はこの様に変わりますよ」と、「若柳町はこの様に変わりますよ」と、あるいは「変わりつつありますよ」という一つの、何て言いますか、住民が評価する様なことの仕事はあるのではないかと、そんなことですよ。ただ、それを、効果見るとか見えないとかじゃなくて、結局その地域審議会はありますけれども、地域審議会は今のところ、これは何も権限のない地域審議会であって、今回の大臣が変わったことによってその地域審議会がどの程度の権限を持つ地域審議会になるのか、それは分かりませんが、そういう地域審議会、権限のある地域審議会があれば、何て言いますか、予算の配分なり、あるいはいろんな公共事業、今から特例債で行われるこれらについてははっきり分かるでしょうけれども、そういう様なことで、やはり今のところは、議員というのは住民の代表者であるという見地からそういうふうな考え方だと。まずそういう訳です。

三浦徹也委員　　確かこの前は私ちょっと申し上げたんですが、「見極める」「見定める関係から在任しなければならぬんだ」という意見は、本吉、栗原の地区でもこれは確かに意見としてありましたね。（「在任でないよ。在任特例は使わないっていうんだよ」の声あり）定数特例がですね。（「本則よりも定数特例の方がよりベターでないのかと」の声あり）理由の中に、私もこの前ちょっと申し上げたんですが、仮に本則定数で出ていった場合に、この新しくなる議員さん方は、各地区に合併前どんな問題があり、どういう様な話し合い、あるいは協議の結果、こういうふうになってきたという大きなデザインができ上がると思うんですね。そうすると、本則適用を仮にして、新しくなられた議員が、30人になるかどうかは別としまして、新しい議員さんになる方々は、もちろん、この前「新しい感覚で」、こういうことお話し申し上げたんですが、栗原郡全体、いわゆる市全体を見極めて立候補なさり、当選なさり、議員になると、そういうことだろうと私は思うんです。そうすると、その方々に対して、当選なさった方々に対して、地域住民の方々はやはり全権を委任するんだというのね。立派な方々でしょうから。住民代表からすれば、この本則を適用して、定員30人なら30人で、新しい出発と同時にこの議員さん方も出発していただければいいのではないかというのが、この前の住民の方々の意見ではないかなと私理解しているんですが、もっともっと議員さん方にもいろんな意見を出して聞かせていただきたいと思います。（「委員長、よろしいですか」の声あり）

高橋義雄委員長　　はい、石川さん。

石川正運委員　　まず、先ほどの千葉議員さんからこの資料提供があったんですが、やはり会議の進め方としてね、いわゆる今三つの中で、やはりまずもってね、この在任特例、前回もあった様に、在任特例というのは議員さん方の中からでも一部でしたよね。それで、学経の人たちはほとんどが本則だと。花山さんは定数特例だという様なことなんで、まず、一つね、方向を決めていくためにも、この在任特例を絞って、逆に一つ一つ消して行って、そして、絞り込んでこういう今言われた様な議論をしていかないと、なかなか集中した議論出ないと思うんで、この在任特例のことから決めていくと言いますか、絞っていったらいいのかなと思います。

佐々木幸男委員　　その前にっしや、この間から、委員さん方で、意思と言いますか、意見があやふやな部分がまだあると思うんです。その分聞いておかないと、確認しておかないと分かんないと思うんですが。消すのものがべけれども、まず、どういうご意見なんだか。

高橋義雄委員長　　ちょっと待って下さいね。前回のお話ししたのを事務局がまとめておりますので、

皆さんにご配付します。

千葉事務局次長 この取りまとめの参考資料なのですが、取り急ぎまとめたものでございます。字句等の訂正がございましたら、その辺お話しただければ訂正したいと思いますので、お願いいたします。

高橋義雄委員長 それではね、今配付しましたけれども、多少そのテープを聞き取れない部分もあったので、多分何かの違いはあるかもしれないがという様な事務局の説明です。

そこでですね、佐々木さん、前回、そのはっきりしないというか、前回の話で。

佐々木幸男委員 前回ですね、前回まで本当はその意見集約をしておのおの持ってきて下さいよという様なこと、委員長さんから話あった訳ですよ。その時、まだうちの方では意見集約、集約と言いますか、何回か話し合いはしたんですが、まだまとまんないと言いますか、意見集約なっていないというのが、確か私の記憶では、築館町さんと高清水町さんの議員さんからもそういう話をいただいたと思うんです。その辺まだこう出ていないものですから、ご意見を伺ってですね、それから事を進めるべきではないかなと。

高橋義雄委員長 はいはい、はい、分かりました。確かにそのとおりの経過でありましたので、それでは、今その様にもう一回ご意見を伺います。石川さん。

石川正運委員 これ、今見て、ああそうか、見てから思っているんですが、私は、とにかく議会の総意というのは、この数字にある様に、こういう形で総意としては出てきました。

だがしかし、ここに来た以上は、この間も事務局あるいは委員長からもあった様に、議会の総意だからといって、それをどこまでの主張する訳には当然いかないし、代表なんでね、私は、私の町のことはこの数字のとおりですけども、私は、代表として来た私は、本則を議論したいなと、こう思っています。

以上です。

高橋義雄委員長 佐藤さん、高清水の佐藤さん。三つ書かっているんです。

佐藤幸生委員 この前、特別委員会とほぼ統一した、まとまる様な形での報告ができるのではないかなという様なことでお話ししたんですが、特別委員会、この前の小委員会以降1回開催したんですが、そうしたところ、在任特例の方の意見と、本則というのが今度は出てきたんですよ。それで、本則をやはり適用すべきではないかという方が2人出てきたんですね。小委員会の委員として、特別委員会の委員長の方から、何とか一本化する様な基本項を出すことができないのかという様なことを言われたんですが、統一した意見は出なかった訳です。

私としては、前回住民代表の委員さん方の声を現職の一員として無視する訳にはいかないだろうと。それで、特別委員会の中でも、定数特例の60以内の定数特例で、やはり本則を最初からいくということは、合併の議論が、平成13年の2月ですが、合併協議会を立ち上げまして、実質この栗原郡が一つになる合併に関する議論というのは、もう6ヶ月ぐらいしか実質なかったんですよ、合併協議会を設置してからね。その様な、この急激な合併に向けての取り組みだったので、やはり最初から合併議論する時に、議員の定数の問題について議論ということじゃなくて、合併が必要か必要でないかという様な議論から入って、最終的には今こんな状況なんだが、そうしたことからしても、やはり急激に30というのは余りにも現職の議員として住民の意向を十二分に反映させる不安があるので、定数特例、60以内の定数特例で、先ほど代表町村の議員さん方からご意見があったんですが、小規模町村のことも考慮

していただいて、議員の配分、小選挙、各町村単位の選挙をこの1期、特例期間だけ適用させるのがいいのではないかなというふうに私自身判断をするところです。

高橋義雄委員長　そうすると、あれですね、定数特例で小選挙区、町村ごとの。これは、町村ごとですね。

それでね、これ入れますと、千葉伍郎さん。

千葉伍郎委員　いや、私は6日の日、していますよ、55%だと。ただ、私がどこの場所に行くかは、この間語ったとおり、副委員長ですから、この議会では個人的な見解は出していません。

高橋義雄委員長　どこで個人的な、委員会は。

千葉伍郎委員　いやいや、ここで言っているんだから、どこでも出していないのさ、俺出さね。

ただ、流れとしては、こういう雰囲気なんだ。これ以上の話は、立派な話ないと思うんです。

高橋義雄委員長　じゃ、本則という話にすればいいのかな、こっちの方は。

千葉伍郎委員　そんなことはないです。

(「だって、議論するのに分からないのでは。」の声あり)

石川正運委員　やっぱりね、本音で議論していかないとさ、(「そのとおりです」の声あり)これでは話にならないよ、正直。やっぱりね、私は、本当に、委員長さっき言った様にね、私は、議会の総意はそういうんだけど、やはり代表として来て、議論していくのは、こういう形の中で議論すべきだと思うんで、いつまでも、何ていうかね、明言しない中でね、議論というのはなかなか進まないと思いますので、ひとつその辺よろしくご配慮いただきたいと思います。

高橋義雄委員長　そういう様な今ご意見が石川さんの方から出されましたけれども、他にありませんか。何かこの進め方について。委員長としてもですね…。

遠藤　實委員　やっぱりこの小委員会に付託された以上は、小委員会として、委員としてやっぱり意見を出してもらわないと、本音でね、議論していかないと、結局、今度小委員会ではまとまなくて両論併記などしてから、またね、協議会でも困る訳さ。やっぱりいずれにしても、どういうまとめ方しようが、小委員会としての集約した意見をやはり出す以上は、ここの出席委員はそれなりの意見を出してもらわないと、私は、前に進まないと思いますよ。

高橋義雄委員長　白鳥さん、はい、どうぞ。

白鳥文雄委員　石川委員さんが先ほどお話しなさったこととほとんど似ている様なものなんです、今確認された方々も含めると、本則、定数、どちらにしても「選挙で」という方が大方だった様な気がします。

それで、まず、本則と特例定数、別々なものなんです、これらを「選挙」、「合併時同時に選挙」というくくりにして、選挙でやるか、在任特例を採用するか、その二者択一という進め方でやっていただくと、単純な私でも分かりやすい様な気がするんですが、いかがでしょうか。(「異議なし」の声あり)

高橋義雄委員長　今、白鳥さん、それから、石川さん、遠藤さんからいろいろご意見がありましたけれども、その……、まず、その前に、石川さん、いいですか。(「委員長」の声あり)はい。

後藤和廣委員　今ここに一覧表出ました。マル、三角、バツとございます。これ、もう一度はっきりとマル、三角、バツの委員さんの、聞いて下さい。そうでないと進みません、話が。はい。(「マル、三角、バツ」「委員長」の声あり)

高橋義雄委員長 はい。

阿部事務局次長 議事録作成の関係があります。ちょっと冒頭にご説明するの忘れて申し訳ございません。市町村名とお名前をお話ししながらお願いしたいと思います。

高橋義雄委員長 それでは、今事務局からありましたが、発言する際は、市町村名、名前を明確にお話しをいただいてから発言を願いたいと思います。

白鳥文雄委員 はい。落としてしまいました。一迫の白鳥です。

高橋義雄委員長 「シロトリ」さんね。「シラトリ」でないの。

白鳥文雄委員 「シロトリ」です。

高橋義雄委員長 失礼しました。

それでは、今金成の後藤委員の方から、前回の意見の、何て言いますかね、はっきりすべきだということのご意見がありました。いいですか、この様な進め方で。（「はい」の声あり）それでは、その様に進めてまいります。

それでは、この24日開催のこの発言概要をお手元に配付してございますが、それに基づいて進めてまいります。

上からまいります。

今築館の石川……、いや、これはあれだね、自分で話してもらった方がいいですね。

もう一回確認します。石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

先ほど言いました様に、議会の中ではこういう数字のとおりでございましたけれども、私は、本則30の中で議論をしていきたいと、こう思っております。

高橋義雄委員長 はい。

次、委員長の私であります。本則30でございます。

次、千葉伍郎さん。

千葉伍郎委員 このとおりです。

高橋義雄委員長 どう解釈すれば。

千葉伍郎委員 いや、本則55%というのは、（「本則ですね」の声あり）本則の流れがありますから。5%の違いですから。私の個人的な意見はまだ入りませんから、どこにも。

高橋義雄委員長 千葉伍郎さん、本則でよろしいですか。

千葉伍郎委員 本則でなくて、「こういう流れです」ということを報告したのだから、それは……（「千葉先生の私案はどう考えればいいのか」の声あり）

高橋義雄委員長 ちょっと待って下さい。

それでは、「55%だから」という話ですので、本則と解釈させていただきます。

それでは、高清水の佐藤さん。

佐藤幸生委員 定数特例。

高橋義雄委員長 はい。

一迫の佐藤さん。

佐藤重美委員 特別委員会と、そうした背景もございませぬけれども、私個人としては、やはり定数特

例かなと、そんなふうに考えております。

高橋義雄委員長 瀬峰の佐々木さん。

佐々木幸男委員 私は、前回出た様にですね、特別委員会の意見集約がこのとおりでございますので、これで押したいと思います。

高橋義雄委員長 在任特例ですね。（「はい」の声あり）

次、鷺沢の菅原さん。

菅原 登委員 はい、定数特例。

高橋義雄委員長 はい。

次、金成の高橋さん、マル二つありますけど。（「そうですね」の声あり）

高橋光治委員 私の方は、議会としての集約などというのは全部していません。ですから、本則30でいって、定数の部分も考慮に入れるべきだと。

ただし、その根拠を明確にするというのであれば、この間言ったやつをもう一回いうというだけです。はい。（「どっち」の声あり）

高橋義雄委員長 本則でいいんでしょう。

高橋光治委員 そうです。本則です。

ただ、定数特例の考慮というのがあって、60とかなんとかって、ただそういうのでなくて、皆さんが定数特例っていうんだったらば、定数特例の根拠を示して欲しい訳ですよ。何ぼで。31も定数特例なんですよ。そこからだ。その辺によっては議論だと。

高橋義雄委員長 それから、遠藤さんは。はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 定数特例。

高橋義雄委員長 それから、花山の茂泉さん。

茂泉文男委員 いいですよ、このままで。

高橋義雄委員長 定数特例ですね。（「はい」の声あり）

それから、築館の長谷川さん。

長谷川厚子委員 このとおり本則でお願いします。

高橋義雄委員長 はい。

若柳の三浦さん。

三浦徹也委員 はい、本則で。

高橋義雄委員長 三角、バツは。

三浦徹也委員 はい、消していただいて結構です。

高橋義雄委員長 栗駒の佐藤さん。

佐藤多恵子委員 はい、本則でお願いいたします。

高橋義雄委員長 高清水の海老田さん。

海老田慶子委員 本則でお願いします。

高橋義雄委員長 一迫の白鳥さん。

白鳥文雄委員 はい、このとおりです。

高橋義雄委員長 瀬峰の津藤さん。

津藤國男委員 この間も申し上げましたけれども、やはり本則、最初から特例を使わないで一発で本則でいくというのは、人口格差などがありまして、ちょっと無理があるのではないかなという様な、そういう気がしております。それで、定数特例で、何人かの上限、下限を設けて、定数特例で、選挙区を設けていけばいいのかなということです。

高橋義雄委員長 はい。

鷺沢の須藤さん。

須藤 茂委員 はい。考え方としては、このとおり、本則という考えはあります。

ただし、私のところは、定数特例マルになっていきますけれども、これは、60という数字には私もこだわりはない考えです。したがって、定数特例といっても、60という数字にはこだわらない。

高橋義雄委員長 金成の後藤さん。

後藤和廣委員 本則です。

高橋義雄委員長 志波姫の白鳥さん。

白鳥一彦委員 30に近い定数特例です。

高橋義雄委員長 はい。

花山の中條さん。

中條彦登委員 はい。第1回目の特例定数と変わりありません。

高橋義雄委員長 はい。

以上で、各委員からはっきりとしたご意見がありました。

ここでですね、これからどの様に進めていったらいいでしょうかね。先ほど、「絞るべきだ」というお話がありましたけれども、絞るということになりますと、どの様に絞っていくか、ご意見を伺いたいと思います。(「はい」の声あり) はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

こうしますと、マルは、お一人は在任特例だということになりますと、これはどうなのかなと。在任特例を議論するお一人の意見を無視する訳にはいきませんが、これを議論の口を埋けていいのかなと。であれば、本則、定数のメリット・デメリットをきちんと議論した方がいいのではないかと私は思いますが。

高橋義雄委員長 本則定数のメリット・デメリットですね。(「はい」の声あり) というご意見がありました。他に。(「よろしいでしょうか」の声あり) はい、佐々木さん。(「いいですか」の声あり) はい。

佐々木幸男委員 これまで住民代表の法定協の委員さん方からこれまでご意見を伺ってですね、これまで、「財政を考慮すれば」というふうなことでありますが、定数特例、あるいは法定の本則の定数であってもですね、一番問題は、議員報酬を幾らにするかの問題なんですよ。その問題だと思うんですね。在任特例、少ないから没だよという話では私はないと思うんです。極端な話、この例であり、その例の出し方が私は本当はおかしいなと思っているんです。この例の出し方ですね。これを、極端な話、申し訳ないんですが、議員報酬一番低い花山さんにするよと。そのかわり1年だよと。あとは本則でいくよということになると、また財政的には違う話になるのではないかなというふうに思うんです。皆さん方が多ければ、私は、あくまでも法定の在任特例でありますよということではないんです。

ただ、その財政云々というのであれば、どこに数字を置き換えて議論するかという問題だと私は思うんです。

高橋義雄委員長　　というご意見であります、ありますか、何か。はい、白鳥さん。

白鳥文雄委員　　一迫の白鳥です。

先月、私、赤い羽根の共同募金で地域を回る機会がありました。45世帯のところ、30世帯割り当てで回りました。その時に、お邪魔した家庭にいらっしゃった方、皆さんからいろいろこの件について伺いながら、いつもですと1日半ぐらいで大体回り終わるんですが、4日ほど足を運んで、お茶をいただきながらこの話も伺ったんですが、30世帯の皆さんいずれも「在任特例はなしでぜひお願いします」ということでした。

「その理由は」と伺ったところ、一番大きかったのは、「まず、新しい市になる訳なので、その市、つまり栗原全域を眺めて、見渡して、その足場に立って物を見つめ、考え、そして、出てきた議員さん方でやって欲しい」というのが一番多かったです。

それから、もう一つは、「152人の現在の議員さん方が必要な理由がどこにあるんでしょうか」というのが二つ目でした。で、それは、それには私が答えたんですが、新市の計画の中でですね、一昨日の合併協でも出されたんですけども、「栗原地域10町村の総合計画との整合」というところであってありますが、「栗原地域10町村の実施計画等をもとに整合を図り」云々と。実は、10ヶ町村で今作成されている長期計画などは、おおむねそれを引き継いで、市になってもやるという基本姿勢だと思いますし、それに地域審議会もかなり活発な形で多分設置されると思いますので、こういったところで住民の意見を吸い上げるという作業も十分可能であろうと思いますし、そんなこんなで、「在任特例はやっぱりね」という話をしました。

それから、もう一つは、地域を回って感じたのはですね、何も8億とか5億とか差額が出なくともいいんだけど、とにかく幾らでもいいから、弱者、生活弱者ですね、子供たちの通学だったり、あるいは老人の、それも介護認定なっていない方々へのサービスへ回していただきたいとか、それから、生活保護寸前でも3万7千円程度の国民年金でひとり暮らししているおばあさんの話なんですが、「私たちにも何とか施しが回ってくる様な、そういった財源を幾らでもいいから生み出す様な、そういう取り計らいをしていただきたい」ということで、いろんな方からいろんな話、もっとあったんですが、「とにかく在任特例はやめて欲しい」と、「ぜひなしでやって欲しい」というのが多かったです。そういうことで、私もそれに沿った話で今日は進めたいと思っております。

高橋義雄委員長　　はい。

それでは、茂泉さん。

茂泉文男委員　　では、私の個人的な意見でございます。

私も議会を背負っておりますので、議会の方々の意見は聞いておりません。6日の日に特別委員会を開いて、本音を引き出そうという考えを持っております。

今何となく風潮的にですよ、特例を使うのは何か悪者という様な風潮になっているんですね。在任特例というのはなぜあるか、あるいは定数特例もなぜあるかというのは、掘り下げてみると、これは、国の政策の一つで、いわゆる合併を阻害する要因を省くための一つの方策であると。私は、それはね、一向、この在任特例をいっても、定数特例をいっても、恥ずべきことはない。これは、国の一つの認め

た、合併をさせるための方策として作った法律であるならば、これを使っても一向差し支えないと、私はそういう考えも持っています。

ただ、さっきも言った様に、私は議会を背負っております。「個人の意見を言え」と言われますが、この間は個人の意見を言いました。ですから、この考え方も一つは選択肢の一つかなと。要するに、在任特例というか、特例を使ってもいいのではないかというふうには考えております。多分そういう意見が出るでしょう、皆さんの特別委員会。

高橋義雄委員長 はい。

他に。はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

今在任特例というのは、住民代表の方々は全て本則論ですけども、やっぱり議員の立場で在任特例をどの様に住民の方に説明しても、理解はされないと。はっきり言って。やっぱり新聞も、「とにかく在任特例は相ならんという住民運動が起きていますよ。こっちにありますよ、ありますよ」という、うがった見方すれば、あおり立てている面も私はあると思います。

やはり議員になっているいろいろ町民の、考える人もおりますよ。だから、そういう面で、説明はしても、住民は、「なに、町長たちが合併して即首なるのに、なぜ議員だけが在任特例使うの」と。それに対して、議員として私も説明はつかないんですよ。はっきり言って。結論はそこさ行くね。

であれば、やはり別な選択しかないのかなと。とにかく住民の方に……、ただ、中には、違いますよ、「やっぱり157人栗原郡にいるそうだけれども、やっぱりそれはそれである程度その辺は議論してね、新しい、とにかく早い時期に新しいスタッフに任せることは必要だ」という町民の方も何人かあります。ただ、大体は「即終わり」と。それをどの様に説明しても、私自身も説明できないし、また、どういう説明しても、なかなか住民の方々には理解を求められないという様な今の現実だと私は認識しています。

以上です。（「もう一度いいですか。」の声あり）

高橋義雄委員長 はい、どうぞ、茂泉さん。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

雰囲気と言ってはうまくないんですけども、実は、花山村でもこの関係で長野県に行ったり、あるいは隣の秋田県に行ったり調査はやってきたんです。

その中で、秋田県の例ですが、1万人の町があったんですね。それは、合併しないという理由は、昭和の大合併で合併して50年間もめてきたんです。四つの村が集まって1万人ぐらいになったのっしや。それで、また合併となるとまた大もめするからしないという様な理由でした。

それから、長野県はね、近くに大きな市があるんですが、それには合併しないと。二、三千の村が四つも集まって合併するんだよと。そうすると、議員は確保できるんだと。そういう考え方で、あれはね、約1万人ぐらいになるんですね、四つの村が集まって。そこで合併しましたと。という様な方法をとって、やっぱり議員がいなくなるというのは非常に不安なんですね。

花山村も、仮に定数特例を適用されて、1人選挙区、花山選挙区からとれたとしても、4年後はいなくなると。現実的には、半永久的に花山から議員が出ないという一つの住民の大きな不安があるんですね。そういう意味だったらば、だったらば、最近の新聞に載っている様な1万人云々ですか、以下はあれですね、制度調査会ですか、ある程度交付金も減額するというふうな、おどし文句も出ていますが。

で、今にしてはどうなんだという議論も結構あるんですね、私たちの村。いわゆる一つの意見ですよ、どこにも合併するとかしないとか。で、長野県はどうだ、あるいはお隣の福島とか、合併をしないと宣言している町、村が結構あるんですね。だとすると、それは、国の中で、それは、合併しなかったらばこういった様なペナルティーと、一つの数字は出ていませんが、何も恐れることはないという、風潮すら今出てきているというのは現実だと思います。花山村にも。

とにかく、優秀な人間だからっしょ、どこへ行っても天下とるんだといいながらもっしょ、現実問題としてっしょ、議員無し区だと思います。

ですから、半永久的に花山から議員が出ないというので住民は非常に不安に思っていることは現実です。

ですから、定数特例あるいは在任特例、これは論議しても一向差し支えないとは思っています。

高橋義雄委員長 はい、他に。(「ちょっといがすか」の声あり) はい、どうぞ。佐々木さん。

佐々木幸男委員 瀬峰町の、佐々木です。

先ほど白鳥さんの方からですね、それまでの振興計画を策定していたのが、新市に合併して移行してもおおむね執行されるのではないかと、やられるのではないかというふうな話があったんですが、住民代表の皆さん方は余り分らないと思うんですが、先般、合併協の方で、「5千万以上の計画があるもの出してくれ」という様なことでとりあえず集めたそうですけれども、2千億あるそうですね。2千億。2千億あって、それが果たしてできるのかなというふうに私も疑問視しているんです。

それからですね、地域審議会ですか、地域審議会を行うというふうなことでございますが。確かに地域審議会を設けてやると、それだからこう、住民のご意見が反映するのだと。反映する場所がでてくるんだというふうなことでございますが。私ら視察研修して、合併の先進地視察研修したんですが、地域によっては、議員さん方が地域審議会の委員になっているという様なこともある訳です。そういったことで、議員でない方々がご意見を述べられても、余り大きくなり過ぎると、地域審議会を行ったよという姿勢だけに終わってしまうのかなというふうな心配は私はしているんです。

今茂泉さん言われた様に、本当に議員も出なくなると、余り重要視されない部分が出てくるのかなという様に私は思っております。(「10月までっしょ、住民投票やれば、花山の結果は判りますよ」の声あり)

高橋義雄委員長 他に。はい、高橋さん。

高橋光治委員 確認させてけらいん。佐々木さんの話でさ、合併協の代表の方でいいんだけど、2千億の話はね、金成町、それ以降特別委員会を何回も開いてね、見直しとっくにかかっちゃって、2千億の話なんかとっくに無いんですよ、佐々木さん。無いの、無いの。(「そいつやっぱり立ち消えるのや」「そういうご意見はあったということ」の声あり) あるんだらば、出して欲しいと。多分見直しをかけて、そうではなくて、もうその何分の1かのやつが集約なっている話です。だと私は思っているんです。ですから、確認するんです。

高橋義雄委員長 分かりました。(「委員長、よろしいですか」の声あり) はい。

鈴木事務局長 これは、第何回目かの時だったかと思いますが、推進協議会時代に多分そういう2千億という話が出たかと思いますが。その時財政シミュレーションを作成する一つの基礎資料ということで事務局が調査した経緯はございました。ただ、今高橋委員さんが話しするとおり、現在ではですね、その

いわゆる調査の手法、事務局の各町村に対する説明と町村の受けとめ方が、かなり乖離があった部分がありましてですね、その辺再度、どのような将来的に各町村の事業があるのか、また、特別に合併した場合、この栗原にとって必要な事業はどんなのかということでの調査を現在進めているところでございます。

以上です。

高橋義雄委員長 はい。

それでは、1時間たったから休憩したらいいではないかというサインがありましたので、「(「異議なし」の声あり) 5分ほど休憩いたします。

午後7時05分 休憩

午後7時10分 再開

高橋義雄委員長 皆そろいましたね。では、休憩前の会議を再開いたします。

今ご意見をいただいているのにつきましてはですね、先ほど遠藤さんの方から、在任特例のことについて、無しにしていった方がいいのではないかという話からここまで来ている訳ですが、その中で、瀬峰の佐々木さんと、それから、花山村の茂泉さんの方から、在任特例を主張してもいいのではないかという話が出ました。

これに対しまして各委員からお話があれば、ご意見があれば、もう少し伺いたいと思います。はい、千葉委員。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉ですが、ええとですね、今花山と瀬峰の方から意見が出たんです。確かに流れの雰囲気からいけば少数であることは事実ですが、今ここでね、切り落としてしまうというやり方ね、そうじゃなくて、やっぱりある程度最終集約をする時まで、それぞれの母体の関係もあるでしょうから、ある程度話をしながら、この会の雰囲気を見ながらですね、そういうことは現実の問題として、現状の問題としてあるという認識の上に立って、「そんではこれは終わりですよ」と、「この分はあとは議論しなですよ」ということになるね、切り捨てたことになるんですよ、やっぱり。ここまでずっとね、10ヶ町村が、いい悪いは別にして、長い短いは別にして、ここまで一緒に来たんですから、今日のこの本番でね、「終わりよ」という言い方は私はとるべきでないと思うんですよ。まとめとしては、そういう少数意見もあると。しかし、これは、いずれ結論を出さなくてない時期が来ますから、「これは一時棚上げさせていただきませんか」という形で両方が了解してもらえたら話が進んでいくでしょう。事実は分かっているんですから。そして、これを持ち帰って、それぞれのポジションのところに持ち帰って、「何かできるかや。ほんなんだらいつそのことやめろ」と、「されやめろ」ということになるかは別にしてね、あんまり今日の段階で一刀両断に刀を振り回すのは私は余り好ましくないと思うんですがね。委員長さん、ここは少し柔らかくした方がいいんでねすか。

高橋義雄委員長 私は常に柔らかいです。

千葉伍郎委員 柔らかければ柔らかいで……。

高橋義雄委員長 先ほど皆さんにお諮りしたのは、「絞る」という話だが、それでいいかという話をした訳ですから、そのこともちゃんと踏まえて議論をしていただきたいと思います。

それで、今何回も申し上げました様に、この様なご意見が出たので、今千葉委員からはこの様なご意見が出たと。

他にご意見を伺っておきたいと思います。

今まで話されている方は、ほとんどの方が議員の代表の方々がお話し、発言している訳で、住民代表の方も……（「もう少し足して下さい。もう少し足させて下さい」の声あり）どうぞ。

千葉伍郎委員 後で、前にも資料出しましたが、今回も出しましたがね、この議論も並行してある程度のところまでいけば、今の話の中でも救われる道もあるんじゃないだろうかと。言葉だけにね、言葉だけにこだわるっていうのか、名を捨てて実をとるということだってあるでしょう、やり方には。したがって、今ここで、「じゃあ、在任特例、まさに何人中何人ですから、もう終わりですよ」と、「この議論はないんですよ」ということになってしまうと、次の拾い方についての議論にならなくなるから、少数の意見としてはあるけれども、これはもう一旦次の会議に移して、のっけておいて、そして、少し進めてみてね、柔軟な対応ができるかどうかをもう一回引き出したらいいいんでねべか。

以上です。

高橋義雄委員長 「柔軟な対応をせよ」ということですが。

はい、津藤さん。

津藤國男委員 ええとですね、確かに先ほど花山村さんの意見、あるいは人口の少ない町村から見ればですね、瀬峰町もそのうちに入ると思うんですけども、確かに町民の方々の心配されることは当然分かる訳なんです。

それで、私が、これ、前回も言った様に、本則選挙を最初から一発でやると。在任を使わない。この在任を使う、使わないというのは、定数特例、それから、在任特例は二つあるんですが、これ国の、やはりこの合併に対する「飴とむち」の分の「飴」の分だというふうに私は解釈しているんですが、確かにですね、本則選挙でいくという様な形であれば、この前回配付されました議員定数、それから、その人口割からいきますとですね、築館町さん、若柳町さん、栗駒町さん、この辺のところは平均すると700ぐらいなんです。690から700。ということは、瀬峰、高清水、花山、この辺になってくると400何がしですね。そうすると、町民の方々は、もう計算するだけで分かるんですね。瀬峰、高清水は1人も出てこない。そうすると、何のための町づくりなのかという様な形になってくると、議員に託すその確信はない。確かにその10ヶ町村は一つだといってもですね、すぐここで合併したから「はい、右も左も全部一つですよ」という様な訳にはいかないんですね。一つの町そのものを、以前は昭和の大合併と同時に合併をされましたけれども、その時点ですらも、まだ何々町という様な背中合わせの地域もあるんですね。それが一番、私自身もその辺を心配しているんです。町民の方々は、やはり議員は何やというと、まず、言葉悪いんですが、苦情処理、そういう形がまず第一歩なんです。町民の方々の声をやはり届けないと、まちづくりのために届けなくちゃならないと、そういうふうに私思うんです。

したがってですね、本則でいきますよということで、何も選挙区設けないでやりますよというんであればですね、これはちょっと私は最初から言っている様に無理があるんじゃないかなというふうに思うんです。

したがって、その何のための定数特例かということ。その辺に、どなたか、栗駒の千葉さんですかね、これ、前にお出しの私案、これらとか、花山を1にした場合とか、あるいは、今日の、基本の人数を1にするとか2にするとか、そっからそういうのが出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。在

任がだめだと、私はだめだというか、在任は反対ですよという根拠はですね、やはりその10ヶ町村を一つの議会で議会運営をするということになればですね、これは、物理的に私は絶対無理だと思うんです。現に、一般質問、1町で1日かかりますよね。そうするとね、10日間一般質問をやっていかなくてないんですよ。10日間。さらに、その他の議案がたくさん出てくるんですが、それを全部152の議会でもむとなると収集がつかない。これだけ広い……。2町、3町だったら分かるんです。2町、3町だったら、在任特例でいって、2年間の国ですね、その合併させるという様なそういう根拠の中でね、やるっていうんだったら、それは分かるんです。2町、3町なら。しかし、この栗原郡で一つになるということは10ヶ町村ですから、十の議会、十の今の議会を一つで、これでやっていくというのは、私はその辺はちょっと心配なもんですから、最初から定数。定数は60人以下ですから、30人以上ですから、何人ともその根拠はまだ示さないんですが、32人でも定数特例、35人でも定数特例ですから。その辺を勘違いしない様に、ひとつ議論をして進めていただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

高橋義雄委員長 一応今のご意見は、定数特例をとるということでもいいんですね。ね、津藤さん。(「はい」の声あり)

はい、三浦さん。若柳の三浦さん。

三浦徹也委員 若柳の三浦です。

各地域のこの心配事というのは当然あると思います。例えば、この花山さんもそうですし、今の「人口の少ないところ」とお話しいただいたんですけども、各町に、現在の各町にですね、何々委員会とか何々審議会という組織が、どこの町や村にでも50や60ぐらいあるんでないかと思います。このいろんな組織が。若柳町の場合はかなりありますけれども。

つまりね、これは行政運営上必要で、委員会とか審議会とかというのを設けますけれどもね、そこでお話した、なされた住民の意見というものは、どうしてもその行政の方に届かないんですね、何ほ組織があっても。私自身もそれは経験はしておるんですが、今度新しい市に向かって地域の審議会が作られる。その審議会の持つ性格、権限、そういった様なものを吟味していきますとですね、私は、この住民の意見が十分に届く様な審議会であれば、そういう心配は要らないと、そんなふうに私こう思うんです。

そこでね、どの例をとるかという、私の一つの本則の態度を示したというのは、そういうところにも一つは理由があったことなんで、住民の声が届きにくいということの心配というのは、そう必要ではないのではないかと、こういった様な考え方はあるんですけども、その辺も議論していただければ、心配事が若干払拭されるのではないかという感じはするんですね。(「今の意見に対していいですか」の声あり)

高橋義雄委員長 今の意見に対してですか。(「はい」の声あり) はい、どうぞ、茂泉さん。

茂泉文男委員 その地域自治組織ですね、これ、法的に確立された自治組織になるものかどうか、全然今のところ分からないんですよ。もし、法政化された、あるいはそういった様な権限を持たせられる団体として地域自治組織があるならば、それは、新市の行政の権限と地域自治組織の権限、これ二重構造になりはしないかという、そういった危惧があるんですよ。ですから、それは、果たして地方制度会でそういった様な答申出されても、政府においてはそれを、何というか、省令化できるかできないか、

その辺まではっきりしないから我々も迷っている面もあるんですよ。そうなれば、本当にその権限持たされた地域自治組織であるならば、これは、議員が出なくても一向差し支えないとは思っています。これはまだ海のものとも山のものとも全然分からないですから、分からないということで悩みなんですよ。（「まあ、恐らく」の声あり）

高橋義雄委員長 はい、三浦さん。

三浦徹也委員 恐らくは、この今の、これまで政策として進められてきた行政改革あるいは地方への権限分譲、そういった様なことを吟味され、具体的に吟味される段階に来ますとね、そういった様なことも当然合併後の新市、栗原郡の場合は新市でしょう、取り上げていく様になるのではないかと、私はそんなふうに思う訳です。

ただ、現状でね、今日まで来た各町村にある委員会や審議会というのは、そうした様なね、聞くための組織、端的に言えばね。住民の意見を聞きましたと、十分聞いておりますという様なね、答弁するための組織なのかなと、こんなふうにも理解される面がある訳ですよ。

だから、そうじゃなくて、新しい新市に向けては、もう少し性格や権限みたいなものを十分吟味していけば、住民の声は十分届くんでないかと、こんなふうに思います。

高橋義雄委員長 他にありませんか。はい、中條さん。

中條彦登委員 花山の中條です。

ただ今三浦さんのお話聞きますと、私もつくづく感じておりましたが、花山にも区長会というのがありますが、毎月区長会というのは、その地域の情報、いろんな情報、住民の情報、いろんなあとは出来事とか、まずとにかく1ヶ月に際して区長は毎月定例会がございます。その情報を集約いたしまして、村では、議会のたびに「こういうことがどこの地区にありましたよ」と、「こういうのはどうですよ」と議会の中で審議されて、なるものもあるし、許可ならないのもあるし、認められるのもあるし。

私の場合は、さっき人数割にいたしまして議員がまず1人の留保、皆さんの協力で認めてもらう様な状況にまで進んできているんですが、これはですね、やっぱり10ヶ町村合併すれば、30人より50人の方は、これは余り物の考え方ですね、やっぱり時代の開発が進むと思いますが、やっぱりそれぐらいの形態をとっていき様な10ヶ町村の合併の最初からの進みが、私は、これからのやっぱり栗原郡の、市になる模範の、全国的な大きい町村の合併でございますから、やはりそれぐらいのことをこれからの若い人は考え方を持っているんです。ですから、やっぱり、152人もいる議員の中から3分の1ぐらいの議員ぐらいには持っていけば、最初ですね、将来的にあと30人でもいいですけども、そういうふうな方法が、今の合併の全体に合っているかなと、こう思う訳です。

高橋義雄委員長 他に。（「はい、委員長」の声あり）はい、後藤さん。

後藤和廣委員 金成の後藤です。

やはり一番、県内の合併の各協議会を見ましても、問題なのはこれなんですよ。この委員会なんです。

しかしながら、合併とはどういうことかということをおっしゃると、やっぱり各町村、地域、議員さん、それぞれのエゴです。エゴを捨てないと、絶対合併なんかできません。小異を捨てて大同につくのが合併な訳です。ですから、私は原則30人でお願いしている訳でございますけれども、しかしながらね、各町村さん、人口の少ない云々でございます。この辺の、よく千葉委員さんも言うんですけども、調停案というんですか、等あると思いますけれども、長々とやっけていまして、もう7時半でございますから、

この辺ですね、何とか良い方向を見付けていただいて、まだ夕食も召し上がっていない議員さんいる
そうですから、早急に結論を出していただきたいと、こう思います。

高橋義雄委員長　　という様なお話がありますが、「今日はですよ」の声あり）他にありませんか。はい、どうぞ、須藤さん。

須藤 茂委員　　鷺沢の須藤です。

在任、本則は確かにそのとおりですが、在任特例という形の選択も言いました。

私の考え、町では、今地域自治組織づくりということで、結構研修とかなんかをして、今職員の方においてもその勉強の方ということに取り組んでいます。

私は、在任選んだ、特例選んだという一つは、4年間、これ、1回しか出られませんから、地域自治組織、これはやっぱり少なくなっていく議員さんの中では、ちょっと行政が遠くなりそうな状況の中で、何としてもこの地域自治組織というものをきちんと立ち上げたいと私も主張していますけれども、この9人の区長たちでそういう話をしながら、今行政にもハッパをかけながらやっているんです。これができるまでには、平成17年の3月までにきちんとできるかどうかということは、行政の問題もありますけれども、我々の行動にもかかわるんです。そういった意味では、今ぎっちり本則でやってという皆さんの意見、これは確かにそのとおりなんですけれども、地域組織づくりを含めて、これからの遠くなる行政をどの様に自分たちの手でやっていくかという様な組織を立ち上げるにはちょっと年数がかかる。やっぱりここは4年の在任特例を使った形の中で、その間に……（「2年」「定数」の声あり）それを使った形の中で地域というものをきちんと立ち上げたいとなれば、30でも十分だと、そういうふうな、私自身はそういうふうな考え方。それに見合った地域づくりということ、平成17年の3月まではどうかという気持ちもありますんでですね、定数特例を選んだと、そういうことです。

したがって、それまでには、ここに議員もいますけれども、今やっているその地域自治組織というものを早急に、合併の以後のいろんなことに対応できる様な形に作ったら、そうじゃなきゃ意味がないと、こういう考え方で進めています。そういった意味でも、この4年間、定数特例をうたつたと、そういう意見もあります。そういう考えです。

高橋義雄委員長　　はい、分かりました。

他に何か。（「はい、済みません、栗駒町の佐藤と申します」の声あり）はい、佐藤さん。

佐藤多恵子委員　　あの、質問してよろしいでしょうか。

高橋義雄委員長　　はい、どうぞ。どなたに質問ですか。

佐藤多恵子委員　　ちょっとこの、例えばですね、定数特例を使って、その60人とした時に、5万以上の市の給料が40万何がして平均で出ていますよね。で、今現在の議員さんたちのこの22万8,000円って、そのお安い給料で人数をふやしてっていうんですか、要するに、新市になったら、どうしてもそのお高い給料で40万、いや、主婦ですから、どうしてもその額面にこだわる訳ですが、その大きい額でやっぱり定数の60人にお給料を支払うことになるんですよね。

高橋義雄委員長　　そういうことはない。いや、私の感じ方ですと、そういうことはないと思いますよ。決め様だと思います。

佐藤多恵子委員　　決め方。そうしたら、例えば、60人なら60人で、その4年間、さきの、今現在ののまずここに出ている22万8,000円っていうんですか、そういうお給料で60人とかということ

もできる訳ですか。

高橋義雄委員長 できると思いますね。それはね。正確なところ、事務局長に答えさせます。

佐藤多恵子委員 はい。その辺のところ、ええ、主婦なもんですから、ちょっと細かいこと。

鈴木事務局長 今のご質問ですが、委員長のお話ししたとおりです。国も含めてですね、そういう一つの方針というのは出しているということになるかと思いますが、これ、多分第1回目の資料ですが、4ページだと思うんですが、報酬の財政的効果等々についてお示ししていることではございます。

それから、これは、将来構想については既に皆さん方の方には、数字展開しました将来構想あるかと思うんですが、その中でも、いわゆる市の、標準的な市の議会議員の報酬にした場合の例として、それから、現在の10ヶ町村の中で一番高いところの議員報酬を例にした場合ということで一応参考に載せておりますので、この辺は決め方でございます。

佐藤多恵子委員 要するに、合併の始まりが財政難から始まっているということで、私たち市民って、町民っていうのは、単純計算をすると、その議員さんの数とお給料でどうしても経費がかかるということですよ。ですから、その、まず皆さんが今いただいている今現在のお給料で定数特例を使ってとなれば、その40万払うよりは予算的には抑えられますよね。だから、そういうところの何か案も出てくるのかなと思ったものですからちょっとお聞きしました。済みません。(「ちょっと似ている」の声あり)

高橋義雄委員長 海老田さんですか。

海老田慶子委員 高清水の海老田です。

ちょっと似ているところもあるんですけども、私は、本則でも十分だとは思っています。例えば、千葉伍郎議員さんの様に、この様に参考資料まで出してですね、数の少ない、人数の少ない町村のことを思って出してくれる議員さんがいるということは、30人でも、そういうふうにして下さる議員さんがいれば、十分やっていけるなとは思っていますけれども、もし、それで、その意見だけでちょっと合併が流れてしまうという様な話ではちょっと本末転倒になってしまいますので、もし、定数で60人以下ということでやった場合、その30人、本則の30人の議員の方のお給料でその60人の方がやっていただければ、もともとがお金の心配で我々はやっているのだから、いいのではないかなとも思います。

ただ、私は、30人でも、こういう議員さんがいる限り大丈夫かなとは思っています。

高橋義雄委員長 はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

私、定数特例というのは、60人、30人が法定のあれで、その倍ということは決して思っておりません。あるいは、報酬も全然こっちに置いての定数特例という、今後その報酬なり定数も、30人の倍が60人ということでなくて、私案としては、私は、はっきり言って、花山さんから1人入れば、49人でいいのではないかと。ただ、49人がいいのか、じゃあ、49と数悪いから50人とかその辺で、今から議論の始まるのではないかと。私も、定数特例は、議員報酬を、最初に出した類似団体の40万とかなんとなかってね、そういうことは全然考えていなくて、問題は、議会としてのあり方として、定数特例を使った方がいいのではないかという、今からその議論はしたいと。そういうことで、誤解しない様に。報酬が40万になって60名ということじゃなくて、30ないし、いずれ49人が50人ぐらいかなと。50人の議会でやっぱり2年間ぐらいは、形式的には、議場作る必要ないし、今の議場の中で会議

できるし、それから、議会運営もできるのかなど。10ヶ町村の議会が一つになれるのかなど。その議論は今からだということで、報酬等は全然考えていません。人数も考えていません。

高橋義雄委員長 はい。

千葉伍郎委員 どうしても私気になるのはね、今お二人の方から「財政の話から始まっている」ということだから、議員の歳費というのは、本当にそんなにね、私専属でやってるけどもね、そんなにね、暇ではないんですよ。それから、生活もしていますからね、現実の問題として。手取りも含めて見てもらえば分かるとおりにね、本当にね、いや本当、本当にね、行った日にち、議会さ出でった日にちだけ計算してもらうんならね、それはこんなもんで結構でしょうけれども、いや、私はね、やっぱりね、1点のそういういろんな政策の能力だりそういうものを試算をしたり議論するためには、それこそ365日を365日以上にやっているつもりだけれどもね、ただ、金の問題でね、安かろう悪かろうで評価をされる様ではね、私はちょっとそこら辺はね、そこまで言っちゃうとね、「何、議員なんてのはね、そんなもんか」というふうに言われるとね、私は逆に反発したくなるんです。もっと高い値段付けてもらいたいんです、本当。（「そのとおりです。そのとおり」の声あり）ちゃんとね、そのかわり何をできているか、何をやれないのかということだけしてもらってね、きちっとやっぱり正しい評価をしてもらってね、「あの野郎、議員たちなんか、何ぼだってやりたいのが本分だから、銭なんか大したことねえんだ」と言われると、私はもう立候補できなくなりますよ。生活が大体できなくなりますから。

だから、私は、正しく評価をしてもらって、正しい評価で、何も古川から今度半分にしてね、栗原郡がモデルになって、「半分の給料でやってたどや」なんてことを何も天下にいう必要もないです。もともとこれまでの10ヶ町村、後で財政の問題すれば分かるんですけれども、みんな銭ねえ10ヶ町村集まって結婚しようとしているんですから、結婚した後するローン組んでね、うち建てようとしている人たちいっぱいいるんですから。こんなことではね、もう住民の方々も同じ資料皆持っている訳ですからね。議員だから特別情報を得ているなんてもんでないですから。やっぱりね、正しく評価をしていただきたいと思うんですよ。

高橋義雄委員長 千葉さん、それはね、大分時間もたちましたし、意見も出ました。「これだけもう一回語りたい」という人あれば。（「ただ今のね」の声あり）はい、高橋さん。

高橋光治委員 金成の高橋です。

私も議員ですから、財政で議会の議員の報酬を議論するにはね、余りにも軽々過ぎると思います。

なぜかという、全体の予算のね、2%は、議会全体で使う予算なんです。その中に議員の報酬というのが、その2%の中のまた1%になるかコンマ端数になるかしかないんです。それを下げたからといって栗原が助かるなんて話ではないんです。と思います。

それから、二つ目は、私なんかは、今千葉さんも言いましたけれども、仕事をこっちに来てやっていますから、私は、今の議論の中で、今の議員が残る、152人が残るという議論だけでやるのではなくて、新たに30人新しい人がなるという感覚でぜひ議論して欲しいんです。全員152人失職していいんです。だめな人選べばいいんです。全員新しく。そうすると、仕事を40万取ってなげうっても、栗原のためになる人に立って欲しいんです。そうでないと、絶対栗原のためにはならないという、私はそういう考えなんです。（「そのとおり」の声あり）

高橋義雄委員長 そこまで話が行きましたから、元さ戻します。

あれですね、先ほども申し上げましたが、その「絞る」という話、なかなか絞れていません。なかなかこの委員長の不手際でございまして、どうぞ皆さん、ご協力下さい。

遠藤さんから「絞れ」という話が出た。ということは、ざっくばらんに申し上げますからね。在任特例はなしにした方がいいんじゃないかと。そして、議論した方がいいんじゃないかという話がありました。

それに対して、千葉さんの方からは、棚上げしておくと、この様な、その「棚上げする」というのは私もなかなか意味、どういうふうにして棚上げして今後進めていくのか分かりませんが、その様な意見、二つの意見が、相反する意見が出ました。（「いや、相反する、間違い。全く相反してないの。ここで切り捨てて終わりと……」の声あり）だから、違うんですよ。遠藤さんの場合はあれですよ、絞って、在任特例はなしにした方がいいんじゃないかと。それで、残りの定数特例と本則で議論した方がいいんじゃないかという話が出たの。千葉さんの場合は、棚上げして、本則の意見も、少数意見とはいえ残しておいて、棚上げしておいて議論を進めた方がいいんじゃないかと、こういう意見が出た訳。と私は理解していますが、違いますか。（「そのとおりです」の声あり）そのとおりだというご意見ですが、ということで、二つの意見が出ましたが、これをどの様にしますか、皆さん。ご意見をいただきたいと思います。どの様にしたいと思えますか。（「具体的にね」の声あり）はい、三浦さん。

三浦徹也委員 具体的にね、その千葉委員さんからさっきそういうふうな、「少数意見であっても捨てないで、大切にしてください」というお話ございましたが、それ以後、かなり活発に意見が述べられた訳です。

そこでね、どうでしょうかね、私、ここの千葉さんからいただきましたこの資料の中でね、まず、大きな番号の3番目ね、在任特例について、いわゆる十分これまでの議論を踏まえてね、今後、今後は、1、2番について議論を進めていったらどうなのかなと、こんなふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

高橋義雄委員長 という意見が出ましたが、皆さん、どうでしょうか。

千葉伍郎委員 何回も、その話していた。（「よろしいですか」の声あり）

高橋義雄委員長 はい、はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員 在任特例はなくして、定数特例と本則で議論したらよろしいんじゃないですかということなんです、それでは、在任特例というのは、どの様にしてだめなのか。なぜだめなのか。ただ財政がかかり過ぎるからだめだということ。ということでは、先ほど来から出ている様に、金成の高橋さんの方も、「そういう議員報酬は高くても、それなりに頑張ってもらえばいいのだ」と。全く私もそのとおりだと思うんです。

ただ、安くても頑張っている議員さん方はある訳ですから、それはそれで、報酬はその時の決め方によって、頑張っている訳ですから、なぜだめなのか、その理由をまず聞かせていただきたい。（「もう一回。委員長、もう一回」の声あり）

高橋義雄委員長 はい。ええとね……。（「もう一回」の声あり）

千葉伍郎委員 私ね、三浦さんのにちょっと尾びれ付けて理解してもらえば、これで済むんですが、こういうことなんです。

今この3番目を、一時こういう議論あったけれども、事実として皆さんが見ている様に、限られた人

数の方、本当に限られた一部の方ですけど、これはだめよという切り離して、そこから出発しますと角が立ちますので、2番、3番やっていくと、こういう効果、措置が出ますよと。したがって、その答えとあわせて、最終判断をするにしても、これは一時こうやって上げてもらって、この二つを進めらんねかと。そうすると、1番、2番をやっていながら、花山さんや、もっと人数が少ない驚沢も含めて、ほかの措置が、議論の仕方としてあると思うんですよ。在任特例という錦の御旗の議論するんだら、延々とこいつは続きます。延々と続きます。

だから、このお話は、この三つのやつの1は、現実の問題としてそこから切り離すのでなくて、一たん棚上げをしてくれというのは、そういう意味なんです。ですから、1番、2番議論していると、花山さんの話だとか瀬峰さんの話の中に入っていき部分がありますから、そうすると、「ああ、そういう中身なのか」と、「じゃあ、俺たちも頑なにそこまで行かないで話をしてみようじゃないか」というところに入っていきと思うんですよ。でなかったら、「おら、二つあれだから、おら出はっていくっちゃわ」と、「結論だけ聞かせてもらえばいいんですが」ということになると、10ヶ町村、今までやってきたやつが意味なくなっから、少し我慢してみたらいいんでねすかという話です。

高橋義雄委員長 遠藤さん。

遠藤 實委員 じゃあ、私も立って。

私と千葉さんの意見は全く正反対だという委員長のあれですけども、いや、私は考え方はそうなんだということで、私も付け足していただければ、この3案の中で、やっぱり少数意見として大事に扱うのは、これは当然でございます。

ただ、委員会として一つの案に絞るためには、一応そういう前回発言したとおりでございまして、やはりこういう在任特例も当然法的に認められた特例でございますので、それはそれとして、ひとつ今後検討に値するという様な方向で進めて欲しいと改めて発言して終わります。

高橋義雄委員長 それではですね、千葉さん、それから、遠藤さんの兩名から、今お聞きおよびの様なご意見が出ましてですね、言葉で言えば、在任特例の件については一時棚上げをして、で、定数特例、本則で今後議論を進めていくと、この様な形にしてはどうかという意見ですが、間違いかな、俺言ってんの。皆さん、どうですか。（「いがすか。よろしいですか。ちょっとよろしいですか」の声あり）はい、はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員 私は瀬峰町の議会を代表して委員として来ている訳ですから、意見集約した結果、そういうふうな意見になったよという様なことで今までお話ししているんです。そういった中で、住民の皆さん方あるいは議会を代表する委員の皆さん方、「本則だよ」あるいは「定数特例だよ」というふうなことで多数は決めている訳ですよ。私だけ在任特例なんです。

ただ、私個人的にもそれでは通らないんじゃないかという様な意見を持っているんですが、やっぱり議会の背負って来ている訳ですから、皆さん方にお話しして、そして、瀬峰の議会の議員さん方の理解を得なければ、私もなかなか発言されない部分がある訳なんです。そういった意味からすれば、当然これから余りない回数でありますけれども、また瀬峰町の議会として変わってくる部分があるのかなというふうに思いますので、「これはだめだよ」ということであれば、そのだめな理由を述べていただかないと、私も報告しようがないということになります。

高橋義雄委員長 はい、長谷川さん。

長谷川厚子委員 協議会の一員といたしましては、住民の言葉が一番大切じゃないかということは皆様もお分かりの様だと思うんですけども、やっぱり皆さん、議員さんたちは、特別委員会を通してこちらに来ている訳でございます。その特別委員会に皆さんが言葉を入れていただくのはもちろんですけれども、それに付け加え、ここに出てくる議員さんたちもその様な気持ちでいるからどうしても迷いはあると思うんですよね。で、その気持ちを、議員さんたちのご理解をいただける様な言葉も議会の中でお話をいただけるのも議員のお仕事ではないでしょうか。そこをご理解いただきまして、議員の中の方たちのご意見ばかりでなくて、こういう議会の中では、住民代表の方たちが30人という原則をお願いしているということですので、その議員さんたちのお願いに納得していただける様な協議の進め方もしていただければ、より一層一致団結の解決でこの小議会を協議会に持っていただけるのではないのでしょうか。

以上です。

高橋義雄委員長 ありがとうございます。

それではですね、大体の意見は皆さん方から伺ったところでありますけれども、先ほどお諮りしましたけれども、在任特例の分を棚上げ、一応棚上げをするという形で、「在任特例はなしよ」ということではなくして、定数、原則として定数、本則、2点に絞って、「絞る」という言葉よくないかな。2点について、この次協議をすると、その様にしたいと思うんですが、いかがでしょうか、その進め方で。（「はい」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、その様に進めさせていただきます。

今回は、本則、それから、定数特例を主に協議議題として協議をさせていただきます。

よって、先ほど具体的に遠藤さんの方から定数まで触れられましたけれども、そのことについても、各委員の皆さん方には、定数特例の場合は、これこれこういう理由で何ぼといった様な腹案をお持ちをいただいてご開陳をいただきたい、この様に委員長からお願いを申し上げます。そうでないと、今回は4回目になりますから、4回目でありますから、最初のお話では4回で何とかと思ったんですが、これではいきませんので、5回は当然掛かります。ですから、4回、5回で何とかこの小委員会の考え方を一本化すると、この様にしたいと思っておりますので、どうぞご協力を。この次は、大体骨格が決まるといった様な形のご意見をひとつお願いしたいと思っております。（「はい」の声あり）

千葉伍郎委員 進め方で、千葉ですが、ぜひお願いをしたいのはね、まず一つ、どういう論理であっても構いません。しかし、やっぱり数字だとかそういう問題が出てきますので、やっぱり資料で持論を提起をしていただきたい、できるだけ。べらべらとしゃべらたってですね、とって書きようもないしね、どれが本則なのか、本当なのかもう分かりませんので、できれば、自己の主張の根拠となる資料をですね、作ってきていただければ、私は、議論がかみ合うんでないかなと。

それから、もう一つは、いずれ1票の格差ができるだけ生じないで、異議の申し立てなどが起きない様な理論の組み立て方ですね、この上に立っての数字というものをやっぱり出していただかないとね、何でもいいからね、60以内ならなじような計算の仕方でもいいという訳にはいかないとしますのでね、やっぱり数字の根拠、あるいはパーセントの根拠、そういうものを示していただいてこれから議論する。詰めるのであればなおさらのこと、そういう根拠のある資料を出して議論していただく様にお願いします。

高橋義雄委員長 はい、佐藤委員。

佐藤重美委員 一迫の佐藤でございます。

ただ今ですね、いろんな意見が出された訳でございますけれども、ただ今栗駒の千葉委員さんから、いろんな資料をね、ちゃんと出して、あるいは、各町村に帰ったらば、我々はやっぱり皆、各町村に帰りますと、特別委員会を設置しているんですよ。そこで、ここのいろんな意見を報告しなけりゃなんね。そういう一つの義務がございます。そうした中で、やはり、各町村、特別委員会の意見も吸収してきて、ここで発表しなければならないというそういうこともございますのでですね、ただ今瀬峰さんの佐々木委員さんからですね、「なぜその在任特例がだめなのか」という意見がありましたね。やっぱりそれらについてもですね、この委員会としてやっぱりこう適切なそうした結論を出す。論理的なそうしたものを必要があると思います。で、これから定数特例ですね、それから、本則選挙、そういう様なことにつきましてもですね、「どれがこれがこうであるからこれはこうなんだ」と理論的な理論武装をして、そして、各議員さん方が、各町村に帰ったその委員会の中で堂々と発表できる様な、報告できる様な、そうしたものを作って欲しいと思います。いかがですか。（「賛成ですね」の声あり）

高橋義雄委員長 いや、何ていうか、事務局というかこちらで作るといことですか。

佐藤重美委員 いや、違います。

高橋義雄委員長 各委員が……

佐藤重美委員 各委員さんがいわゆる発表したことを……

高橋義雄委員長 要するに、「発表したことを」ということは、会議録ですか。

佐藤重美委員 そうです。前回のそうした流れなり、あるいはその結論付けたものを論理的に文章にして、そして出して欲しいなど。

高橋義雄委員長 ここの会議の中身をですかね。

佐藤重美委員 そうですね。（「ではないんでない」の声あり）

高橋義雄委員長 そうじゃないの。各町村の特別委員会のやつを持ち寄るといことですか。

佐藤重美委員 いや、違います。（「それはおかしいよな。ここの委員会で一人で、まとめて各議会もっていかなくてないの」の声あり）

高橋義雄委員長 ちょっと待って。今私が佐藤委員の言ったこと、ちょっと意味が分かんなかったんですけども、ここで発言、ここでの会議の内容の会議録が必要だと、いことですか。

佐藤重美委員 会議録ではございませんけれどもね、例えば、さっき瀬峰の佐々木さんが言いましたよね。「なぜ在任特例がだめなのか」と、いこういご意見がございました。だめだといことは、多数の皆さんが「だめだ」と言ったからだめなのか、あるいはもっと別な根拠があるのかですね。その辺もやっぱり、私ども含めて、佐々木さんもそうだと思うんです。

高橋義雄委員長 それを各委員に出すといことは、ここでまとめて出すと、いことですか。この会議の内容を。

佐藤重美委員 そうしていただければいいなど、そんなふう思うんです。（「そこまで、またあんた大変だよ、あんた。速記録で纏めなくてないもの。」の声あり）

高橋義雄委員長 私の考えとしてはですね、会議した会議録は出せると思うんですが、会議の中で今日もいろんな話が出ましたが、話の中で、在任特例についての賛成でない方の意見も大分出た訳です。

その中でその理由がはっきりと皆さんから言われているはずでして、(「はい」の声あり)その他に何か別に特別なものがあるということであればまた別ですけれども、この会議の中身では、「これこれしかじかだから在任特例はだめよ」と、その様な話がなされたんだと私は思っています。ですから、各今話された中身、いろいろその本則はなぜ本則か、なぜ定数特例か、なぜ在任特例だということをお話しました。逆に、それに反対する方は「これこれしかじかで在任はなしだ」と、その様な話、例えばね、「住民の理解が得られない」とか、そういった様な話がいろいろ出たでしょう、財源の問題とかね。(「よろしいですか」の声あり)

はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員　今こう佐藤さんの方から話出たんですが、やっぱり私どもですね、議会の背負っている者は、一時棚上げということで鉾納めた様ですが、先ほど多数決みたいな話でやられますと、なぜだめだったのだから、その理由がなくて分からないと思うんです。先ほど築館の住民代表の方から、町民のご意見だというふうなことでございますが、皆さん方、法定協というふうなことで法に定まった委員さん方たちだという様なことは理解している訳でありますけれども、私ども議員もですね、住民の代表として、やっぱりその議員さん方は住民のご意見を伺いながら在任特例を主張しているんだらうというふうに思いますので、やっぱりただ「だめだ」では、多数でなければだめなんだということではなかなか納得しかねる部分がありますので、私も説明ができませんので、そういうふうなことをお願いした訳です。

高橋義雄委員長　はい、茂泉さん。

茂泉文男委員　一迫の佐藤さんが言ったのは、ただの論議する資料として、ここにお集まりの委員さんは、発言をする場合は資料を作って、個人的に作って下さいということでしょう。

佐藤重美委員　いや、違います。よろしいですか。

茂泉文男委員　私はそういうふうに解釈したもんですから。

高橋義雄委員長　いや、解釈じゃなくて、ちょっと待って下さい。じゃあ、もう一回聞きます。

佐藤重美委員　ええとね、いわゆるその一迫の佐藤は、一迫に帰って、「こういう訳だから在任特例はだめでした」と報告しますよね。片一方の議員さんはね、別に一つの見解の中で自分の方の議会に行って報告したら別々になりますね。そうしたことの無い様に、ひとつ統一した見解は出せないものかなと、そういう一つの考え方。

高橋義雄委員長　それは、やっぱり会議録以外にないのではないのでしょうか。

ということはね、統一したというよりも、それぞれが委員として参加されている訳ですから、これは私の意見というか考えですよ。それぞれが委員として、ここに小委員として参加されている訳ですから、その委員が受けとめた形を伝えれば、それで事済むんだと私は思うんですが、違うでしょうかね。(「はい、私思うんで」の声あり)高橋さん。

高橋光治委員　金成の高橋です。

私たち三つの方法論があるんですが、どれがだめかの議論をしているのではないと思うんです。どれを選んで正しいんです。

ただし、どれが一番ね、これからの中で郡民の皆さんに理解を得られるかという考え方であって、だから、佐々木さんは「だめな理由」というけれども、だめな理由はないのさ。

佐々木幸男委員 「外せ」ということは、だめだということっしゃ。

高橋光治委員 だから、違うでしょ。本則だとか……

佐々木幸男委員 そういう表現をするからだめなんで。

高橋光治委員 違うさ。本則とか定数特例の方が、「これはベターだ」という言い方で多分皆さん言っていると思うよ。聞いてみらいん、もう一回。誰も「定数特例だめだ」という言い方はしてねと思うよ。ただ、その中にはいろいろ理由はあると思うよ。私も、「言え」と言えばいいんだけど、今日は言わないけれどもさ。だと思うよ。「だめだ」という捉え方するとだめだと思うな。

茂泉文男委員 こういう会議で一つの理をまとめる為には、やっぱり少数意見も留保しないと、最後はぎくしゃくするというか、何かね、やっぱり角が立って。そういうことで、やっぱりその在任特例、例えば、佐々木さんね、私提案したいのは、在任特例で2年間ですね、それ、150人という方法論はあるんですがね、150人の議員の議会開くとなったらなかなか大変なことだと。方法はないとは言えないのね。そういった様な根拠とかっしゃ、あるいは、財政から始まった、歳出から始まったという議論ですから、在任特例で2年間の歳出、議員の歳出ですね、あるいは花山並みでもいいですよ、19万幾らですから。ですから、それは積算でもいいし、あるいは市会議員の積算でもいいし、40何万ですか、それらを出していただいて、そして、少数意見といえどもさ、論議の的にしたり、この程度でぜひ終えた方がいいんじゃないかと私は思いますよ。そうじゃないと、いつまでたってもっしゃ、しこり残ると思いますよ。

高橋義雄委員長 いや、ですからね、先ほどお話しした様に、それを切って捨てるということはやめるということですから、棚上げをして、その中で、定数特例と本則定数の議論をしていく中で、そちらの方のさまざまな話も出てくるんだろうからという様な話ですから、そこで、この次の回は、次は定数特例と本則定数で話をしていきますので、各委員からお考えをということでお話を申し上げた訳です。（「はい、分かりました」の声あり）

今度千葉委員から話がありましたけれどもですね、一々紙に書いてこいという話ですけれども、はっきりした理由をですね、「この様な私はことを主張します」という理由を、論点をきちっと整理してきていただいて、お話をいただくということにお願いしたいと思います。それでいかがでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、先ほど申し上げました4回では終わらないと思いますから、5回までいくんだろうと思いますが、あと、いろいろ話がありましたけれども、それについては、まとまった意見、何が出るか分かりませんが、それについての理由付けについてはここでまとめていくと、この様にするのがいいと思いますので、その様にしたいと思います。

それでは、今日のところは以上で会議を閉めたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、その様に閉めさせていただきます。

次回の会議日程の確認です。

阿部事務局次長 次回は11月25日火曜日。

高橋義雄委員長 いいですか。11月25日火曜日。

阿部事務局次長 午後の3時からこちらの場所ということで考えておりましたが、よろしかったでし

ようか。

高橋義雄委員長　　ここで午後3時、よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、本日の委員会を終わります。

阿部事務局次長　　それでは、閉会に当たりまして白鳥副委員長さんにご挨拶をお願いいたします。

4 閉会の挨拶

白鳥一彦副委員長　　本日は第3回の小委員会ということで、夜の会議においでいただきまして、慎重なる審議、検討いただきましてありがとうございました。

委員の皆様は、それぞれ町をしょってきている代表の方々でございまして、その町の状況等を踏まえた意見を持って会議に臨まれていると思います。

がしかし、この合併というのは、もっと大きな目であとを見なければならぬことも多々あると思います。何かこの会議の回数も予定よりも回数は増える様な状況ではございますけれども、これからも委員皆様のコミュニケーション等も踏まえながら、他の意見等も調整し合いながら、今後の会議をうまくやっていただきたいと思います。

今日はどうもご苦労さまでした。

5 閉　　会　　午後8時30分 閉会